（別添）

付表第一号（一） 訪問介護事業所の指定に係る記載事項　添付書類・チェックリスト

必要書類の添付漏れがないか確認（☑を記載）し、付表と合わせて提出してください。

	添付書類	標準様式	新規指定申請（※1）	更新申請（※2）	備考
1	登記事項証明書又は条例等		□　添付	□　添付 □　添付省略	
2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表 （組織体制図、資格証写、雇用契約書等写）	標準様式1	□　添付	□　添付 □　添付省略	
3	サービス提供責任者の経歴	参考様式1	□　添付	□　添付 □　添付省略	
4	平面図 （位置図、外観及び内部の様子が分かる写真）	標準様式2	□　添付	□　添付 □　添付省略	
5	運営規程		□　添付	□　添付 □　添付省略	
6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式4	□　添付	□　添付 □　添付省略	
7	誓約書	標準様式6	□　添付	□　添付	
その他	土地・建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書		□　添付	□　添付 □　添付省略	
	損害賠償保険証書		□　添付		
	社会保険、労働保険への加入状況にかかる確認票		□　添付		

※1　新規指定申請の際は、全ての添付書類を提出してください。

※2　更新申請の際は、届出済みの内容から変更がない場合、添付を省略することが可能です。
添付を省略する場合には、「添付省略」にチェックを付けてください。
届出済みの内容が不明確な場合には、必要書類一式を提出してください。

※3　3「サービス提供責任者の経歴」は、次の書類に代えることが可能です（通知「指定訪問介護事業者の指定申請等におけるサービス提供責任者の経歴に係る提出書類の取扱いについて」（平成20年7月29日老振発第0729002号））。
（1）介護福祉士の場合、「介護福祉士登録証」
（2）介護職員基礎研修課程修了者及び訪問介護に関する1級課程修了者の場合、「当該研修を修了した旨の証明書の写し」

提出者（問合先）

事業所名	
担当者名	
電　話	
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	

申請書類確認票（訪問介護）

居宅サービス	共生型サービス	番号	書類	様式	備考
			指定（許可）申請書/ 指定（許可）更新申請書	様式第一号（一）/ 様式第一号（二）	電子申請届出システム利用の場合は不要です。
			訪問介護事業所の指定に係る記載事項	付表第一号（一）	電子申請届出システム利用の場合は不要です。
			チェックリスト	付表別添	添付漏れがないか確認し、☑を記載してください。
	☆	1	法人登記事項証明書又は条例等		原本又は写しを添付してください。
		2	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	標準様式1	
			組織体制図	任意様式	様式はありませんので、法人内での兼務関係が分かるものを作成してください。
			資格証の写し		
			雇用契約書の写等		雇用契約書、労働条件通知書等の写しを添付してください。
	☆	3	事業所のサービス提供責任者の経歴書	参考様式	
	☆	4	事業所の平面図、位置図	標準様式2	平面図に、事業を行う区画のうち専用部分は赤で、共用部分は黄で囲んでください。 平面図には部屋の名称を記入してください。 位置図は、事業所の場所が確認できる地図等にマーカー等で印をしてください。
	☆		外観及び内部の様子が分かる写真		必要に応じて写真を添付してください。 （外観、事務室、相談室、手指洗浄設備）
		5	運営規程	参考例あり	次の内容の記載があること。 1 事業の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 緊急時等における対応方法 7 虐待の防止のための措置に関する事項 8 その他運営に関する重要事項
	☆	6	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	標準様式4	
		7	誓約書（介護保険法第70条第2項）	標準様式6	
		その他	土地・建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書		原本又は写しを添付してください。
			損害賠償保険証書		損害賠償保険証書が間に合わない場合は、申込み状況が分かるものを添付してください。
	☆		社会保険、労働保険への加入状況にかかる確認票	確認票	
╳			障害福祉サービスの指定に係る通知の写し		共生型サービスの場合のみ添付してください。
			介護給付費算定にかかる体制等に係る届出書及び関連する書類	別紙2、別紙1-1-2	必要な添付書類 新規・変更の場合
			老人居宅生活支援事業開始届		新規開始の場合
			申請手数料の納付（香川県証紙又はキャッシュレス決済）		

（注） 共生型訪問介護の欄に☆印のある書類は、同一事業所において既に指定障害福祉サービス(居宅介護、重度訪問介護)の指定を受けており、指定障害福祉サービスの指定申請の際の添付書類から変更が無い場合は、本指定申請への添付は省略することができます。